平成 30 年度(平成 29 年分)から実施される主な税制改正

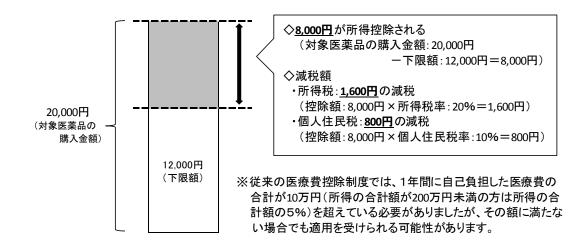
セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション税制とは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超える部分の額(上限8万8千円)について、その年分の所得控除を受けることができる特例制度です。

本特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることはできません。 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とする か、申告者御自身で選択することになります。

セルフメディケーション税制のイメージ

課税所得 400 万円の方が、対象医薬品を年間 20,000 円購入した場合 (生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



●一定の取組とは

申告者が、申告対象の1年間(1~12月)に、以下のいずれかを受けていることです。

- ① 特定健康診査(いわゆるメタボ健診) または特定保健指導
- ② 予防接種(定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種)
- ③ 勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- ④ 保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ⑤ 市町村が実施するがん検診

※市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

●スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。対象となる医薬品は、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬等ですが、すべての医薬品が対象になるわけではありません。

対象品目等、詳しくは「<u>厚生労働省ホームページ-セルフメディケーション税</u>制(<u>医療費控除の特例)について</u>」で御確認ください(外部サイトに移ります)。

●所得控除を受けるには

従来の医療費控除同様、次の書類を用意して、住民税申告または確定申告をしてください。なお、次の(1)についてはその内容をまとめた「セルフメディケーション税制の明細書」の作成が必要となります。申告の方法の詳細については、「平成30年度税制改正-医療費・セルフメディケーション税制の明細の添付義務化について」を御確認ください。

(1)スイッチOTC医薬品の購入のわかるレシート等

①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されているレシート等

(2)一定の取組を行ったことを明らかにする書類

- ①氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者もしくは市町村の名称または診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載された以下の書類
 - 〇特定健康診査

特定健康診査の領収書(原本)または結果通知表に「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載がされているもの

○予防接種

予防接種の領収書(原本)または予防接種済証

〇定期健康診断(事業主検診)

勤務先(会社等)で実施される定期健康診断の結果通知表に「定期健康 診断」という名称または「勤務先の名称」の記載がされているもの

○健康診査

健康診査の結果通知表に、健康保険の保険者の名称の記載がされているもの

○がん検診

検診の領収書(原本)または結果通知書

※上記の結果通知書に必要事項が記入されていない場合は、保険者(定期健康診断の場合は勤務先)に別途証明書の発行を依頼してください。

≪Q&A≫

- Q1 確定申告等を行うことができるのは、いつからの分ですか?
- A 1 平成 29 年分の確定申告からとなります。住民税では平成 30 年度課税 分からの適用となります。
- Q2 インフルエンザの予防接種などの取組が条件となっているが、その費用 は控除費用に含まれますか?
- A2 インフルエンザの予防接種などの費用は、控除の費用に含めることはできません。
- Q3 一定の取組を行った証明は、いつの分が必要ですか?
- A3 確定申告等の対象となる年と同一の年に受診したものが必要です。
- Q4 一定の取組は、同一世帯の全員が受診しなければなりませんか?
- A4 申告者本人が、一定の取組を実施していることが必要です。
- Q5 セルフメディケーション税制は、年末調整で控除できますか?
- A5 従来の医療費控除と同様、年末調整はできません。確定申告等を行って ください。
- Q6 非課税者でも申告できますか?
- A6 従来の医療費控除と同様、所得税の還付や軽減または住民税の軽減を受けられる制度であるため、非課税者は対象となりません。